



平成 19 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名：株式会社栗本鐵工所
（コード：5602 東証・大証第一部）
代表者名：代表取締役社長 横内 誠三
問合せ先：コーポレートセンター
 経理ユニット長 小島 眞也
 （TEL：06-6538-7724）

会社分割による橋梁関連事業の分社化に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 9 月 25 日開催の取締役会において、平成 19 年 11 月 1 日を期して、下記のとおり当社の鉄構事業部の橋梁関連事業（以下、「本件事業」）を会社分割し、栗本橋梁エンジニアリング株式会社（以下、「栗本橋梁」）に承継することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 会社分割の目的

橋梁事業の現状

近年の公共事業縮減による需要量減少に加え、独占禁止法違反事件以来の厳しい価格競争により、事業環境が急激に悪化しており、その結果、鉄構事業部における橋梁受注高はここ数年低迷かつ著しく収益が悪化しております。鋼製橋梁市場は、道路改革施策や政府の関連施策により相応の発注量があると想定していますが、依然として供給過剰な状態であり、生き残りをかけた競争が繰り広げられております。

分社化の目的

当社は、このような厳しい環境においても、橋梁事業を継続する所存です。当社は水道用鑄鉄管の生産によって創業し、以来 100 年近く社会資本を供給することで社会に貢献することを生業としてまいりました。橋梁は社会資本の中でも極めて公共性の高い構造物です。その建設を通じて国民・社会に利便性と安心・安全を提供するという社会的使命を継続することは、当社の創業の精神と企業理念に合致するものです。

しかしながら、利益がなければ事業の継続は不可能であり、コスト競争力を向上させることが喫緊の課題です。そこで、技術提案力、品質確保力など総合技術力を低下させることなく抜本的にコスト改革する施策として分社を選択致しました。すなわち、分社による経費の大幅削減を端緒としてあらゆるコスト削減および生産性向上を、スリムかつスピーディーな経営体制において推進することが目的です。また、自立経営による社員の意識改革が総合的に企業の力を高めることに繋がるとも考えています。

一方、収益モデルを構築することは業界全体の課題であり、それは淘汰や合従連衡を促すものであると捉えています。そのような業界再編の動きに柔軟に対応するためにも分社は有効な手段と考えています。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

分割決議取締役会	平成19年9月25日(火)
分割契約締結	平成19年9月25日(火)
分割承認株主総会(承継会社)	平成19年9月25日(火)
分割の予定日(効力発生日)	平成19年11月1日(木)

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、既存の栗本橋梁を承継会社とする物的吸収分割で、会社法第784条第3項に定める簡易吸収分割です。

(3) 割当株式数

栗本橋梁は本分割に際し、新たに普通株式1株を発行し、その全てを当社に割当て交付します。

(4) 割当株式数の算定根拠等

栗本橋梁は当社の完全子会社であり、本分割に際して発行される株式の全部は当社に割当て交付されます。これにともないまして、当社の純資産額は分割前後で変動はなく、当社株主は本分割に関して直接的な影響を受けることはありません。よって、栗本橋梁が承継する資産及び負債の額並びに本件事業の事業価値等を勘案し、両者協議の上、割当て株式数を決定いたしました。

(5) 分割交付金

栗本橋梁は、分割交付金として30,000,000円を当社に交付します。

(6) 分割により減少する資本金等

本分割による資本金等の減少はございません。

(7) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(8) 承継会社が承継する権利義務

①承継する資産及び負債

栗本橋梁は、分割期日における当社の本件事業に関する資産、負債及びこれに付随する権利義務のうち、下記に掲げるもの以外の権利義務を承継します。尚、債務の承継については、重畳的債務引受の方法によります。

承継しない権利義務

- ・鋼橋上部工事独占禁止法違反事件に係る排除勧告に定める事項の履行義務及び未納の課徴金の納付義務並びに発注者より請求された又は請求される可能性のある同事件に起因する契約違反に伴う違約金債務及び損害賠償債務

但し、栗本橋梁においても上記排除勧告に定める事項は順守します。

②承継する雇用契約

本件事業に主として従事する従業員との間に締結した雇用契約は、栗本橋梁に承継されるものとしします。

③承継する契約上の地位

取引基本契約、請負関連契約、売買関連契約、業務委託関連契約、リース関連契約、労働者派遣契約その他の本件事業に関する契約を栗本橋梁に承継させます。

但し、当社の他部門と共同・共通で締結している契約については除きます。

(9) 債務履行の見込み

当社及び栗本橋梁の資産・負債の額等を勘案し、分割期日以降の両社がそれぞれ負担すべき債務の履行の確実性に問題はないものと判断します。

3. 分割当事会社の概要

(1) 商号	株式会社栗本鐵工所 (分割会社)	栗本橋梁エンジニアリング株式会社 (承継会社)
(2) 事業内容	鉄鋼・鋳鋼関連事業、鋼製構造物・ 機械関連事業、建築及び建築関連事 業	鋼製橋梁事業
(3) 設立年月日	昭和9年5月10日	平成19年4月17日
(4) 本店所在地	大阪市西区北堀江一丁目12番19号	堺市堺区大浜西町2番地の2
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 横内 誠三	代表取締役社長 徳山 貴信
(6) 資本金	31,186百万円	20百万円
(7) 発行済株式数	133,984,908株	40,000株
(8) 純資産	86,647百万円(連結)	40百万円(単体)
(9) 総資産	213,329百万円(連結)	40百万円(単体)
(10) 決算期	3月31日	3月31日
(11) 従業員数	2,797名(連結)	2名(単体)
(12) 主要取引先	国土交通省 神戸市 鹿島建設(株) その他	—
(13) 大株主及び持株比率	太陽生命保険(株) 9.02% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 8.61% 日本生命保険(相) 6.33%	(株)栗本鐵工所 100.00%
(14) 主要取引銀行	(株)みずほコーポレート銀行 (株)三井住友銀行	(株)みずほコーポレート銀行
(15) 当事会社間の関係等	資 本 関 係	栗本橋梁は、当社の100%出資子会社です。
	人 的 関 係	栗本橋梁の役員及び従業員の一部は、当社からの転籍者又は出向者です。
	取 引 関 係	現状では取引関係はありませんが、分割期日以降、当社製品の一部の製造を栗本橋梁に委託する場合があります。

(16) 最近3年間の業績

決算期	株式会社栗本鐵工所 (分割会社) (連結)			栗本橋梁エンジニアリング 株式会社 (承継会社) (単体)
	17年3月期	18年3月期	19年3月期	
売上高 (百万円)	169,091	166,895	151,371	栗本橋梁は最初の事業年度の末日を迎えておらず、該当事項はございません。
営業損益 (百万円)	1,813	△1,010	1,070	
経常損益 (百万円)	1,301	△1,150	33	
当期純損益 (百万円)	1,013	692	557	
1株当たり当期純損益 (円)	7.95	5.38	4.37	
1株当たり配当金 (円)	4.00	4.00	4.00	
1株当たり純資産 (円)	684.94	715.44	665.61	

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

主として国内向け橋梁製品の製造・販売・据付

(2) 分割する部門の経営成績

(単位：百万円)

	橋梁部門(a)	19年3月期実績(b)	比率(a/b)
売上高	5,133	151,371	3.4%
売上総利益	100	25,090	0.4%
営業利益	△711	1,070	—
経常利益	△850	33	—

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額 (平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	2,484	流動負債	2,410
固定資産	1,913	固定負債	0
合計	4,397	合計	2,410

5. 会社分割後の吸収分割承継会社の状況

(1) 商号	栗本橋梁エンジニアリング株式会社
(2) 事業内容	鋼製橋梁事業
(3) 本店所在地	堺市堺区大浜西町2番地の2
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 徳山 貴信
(5) 資本金	300 百万円
(6) 決算期	3月31日

6. 会社分割後の当社の状況

(1) 商号・事業内容・本店所在地・代表者・資本金・決算期については、分割による変更はありません。

(2) 会計処理の概要

承継会社は当社の100%子会社であり、分割会社の資産及び負債は、承継会社においても、分割会社における当該資産及び負債は適切な帳簿価額にて計上されます。

(3) 分割による業績への影響の見通し

本件が当社ならびに当社の連結業績に与える影響につきましては、精査中であり、10月中旬にお知らせする予定であります。

以上